

# 経営近代化事業費補助金交付要領

平成 23 年 5 月 31 日経済局長決裁

## (目的)

第 1 条 この要領は、札幌市中央卸売市場戦略的経営支援事業補助金交付要綱（平成 23 年 5 月 31 日経済局長決裁）別表に定める経営支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 経営近代化及び経営改善に資する事業
- (2) 企業の組織再編等に関する事業

## (補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費で、別表に掲げる経費とする。

## (補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、札幌市中央卸売市場業務規程（昭和 47 年条例第 3 号）第 20 条の規定により市長の許可を受けた仲卸業者であって、市税を滞納していない者とする。

## (補助率及び補助の限度額)

第 5 条 補助率は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、補助限度は年額 50 万円とする。

## (補助金の交付期間)

第 6 条 補助金の交付期間は、単年度とする。

## (事業の選定)

第 7 条 事業の選定については、事業実施の効果、発展性、実効性等について有識者を含む外部委員会の意見を聞いて選考する。

## (委任)

第 8 条 この要領の実施に関し必要な事項は、中央卸売市場長が定める。

## 附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 31 日から施行する。

別 表（補助対象経費）

旅費	外部専門家等の招へい旅費
報償費	外部専門家によるコンサルタント費
事業費	経営コンサルタント等の外部専門家の事業委託費、組織再編等の手続きに係る諸費用
その他	上記のほか市長が必要かつ適当と認める経費